

柔道整復（整骨院など）、はり・きゅう、あんまマッサージを 国民健康保険でかかるときの注意

国民健康保険で、柔道整復（整骨院など）、はり・きゅう、あんまマッサージの施術を受ける場合には、一定の条件が必要です。正しい知識をもって適切な施術を受けてください。

- (1)保険証を必ず提示しましょう。
- (2)療養費支給申請書は負傷原因・負傷名・日数・金額をよく確認し、自分で署名または押印してください。
- (3)領収書は必ずもらいましょう。

●健康保険が使える場合

	傷病名	医師の同意（注1）	備考
柔道整復	骨折 脱臼	要 <small>※応急手当時は不要だが、その後の施術には必要</small>	急性などの外傷性のものが対象であり、内科的原因による疾患は含まれません。柔道整復師に負傷原因を正確に伝えましょう。
	打撲 ねんざ 挫傷（肉離れなど）	不要	
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>こういう場合は 健康保険は 使えません</p> </div> <div style="flex: 2;"> <ul style="list-style-type: none"> ○日常生活による疲れ、体調不良や単なる肩こり ○スポーツなどによる肉体疲労 ○病気（ヘルニア・神経痛など）からくる痛み ○脳疾患後遺症などの慢性病 ○慰安目的のマッサージ代替りの利用 </div> </div>			
はり・ きゅう	神経痛、リウマチ 腰痛症、五十肩 頸椎捻挫後遺症 頸腕症候群	要	慢性病であって、医師による適当な治療手段のないものが対象です。
あんま マッサージ	関節拘縮 筋麻痺 など	要	一律の診断名によることなく、慢性病であって、医師による適当な治療手段のないものが対象です。

（注1）健康保険の支給対象となるのは、医療機関の医師がその治療が医療上必要であることを認め「同意」した場合に限りです。その際には、必ず医師の同意が必要となりますのでご注意ください。

※はり・きゅう、あんまマッサージにおける同意書の有効期間

初療日から3カ月（初療日が月の15日以前の場合は当該月の2カ月後の末日、初療日が16日以降の場合は当該月の3カ月後の末日）。これを経過してさらに施術を受ける場合は、あらためて医師の同意書が必要です。

（例）初療日が4月15日の場合は、6月末日まで
初療日が4月16日の場合は、7月末日まで が有効期間です。